

保育の認定【2号認定・3号認定】

保育園などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）、利用に当たっては、以下の3点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当することが必要です

- ①就労（1月当たり64時間以上）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

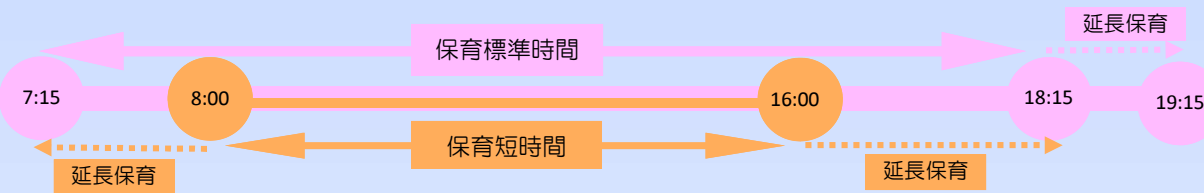


※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

2 保育の必要量 就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます

区分	就労時間／月	利用可能な枠の認定
保育標準時間	120時間～	11時間／日 7:15～18:15
保育短時間	64時間～119時間	8時間／日 8:00～16:00（予定）

※就労以外の事由の場合は、該当する事由ごとに保育標準時間、保育短時間に区分されます。



《保育の認定と利用について制度の趣旨》

子どもの健全な育成を図る観点から、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、利用可能な枠の中で**必要な範囲で利用**できる制度です。

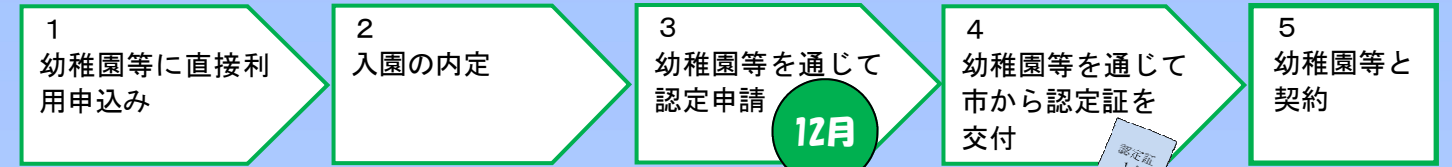
3 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要とされる場合があります。

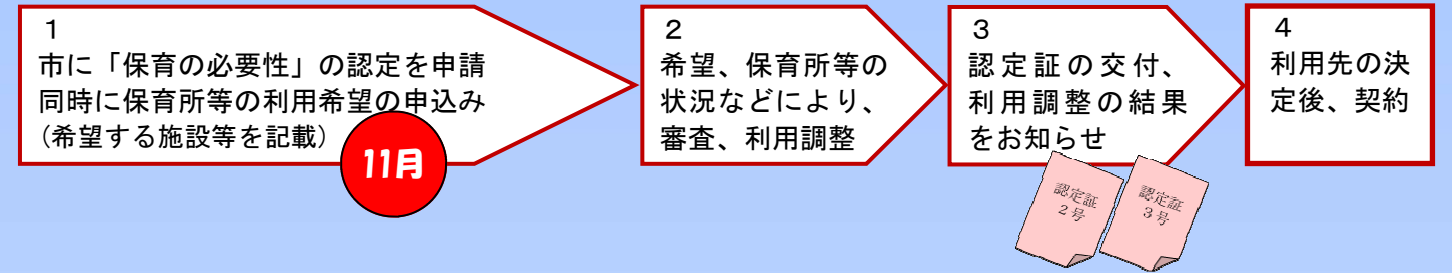
利用の流れを教えてください！

◆平成27年4月より新たに利用する場合

○幼稚園・認定こども園＜1号認定を受けて利用＞

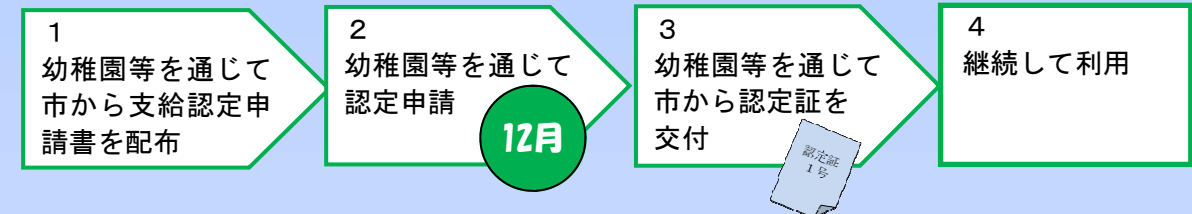


○保育園・認定こども園・地域型保育事業＜2号認定・3号認定を受けて利用＞

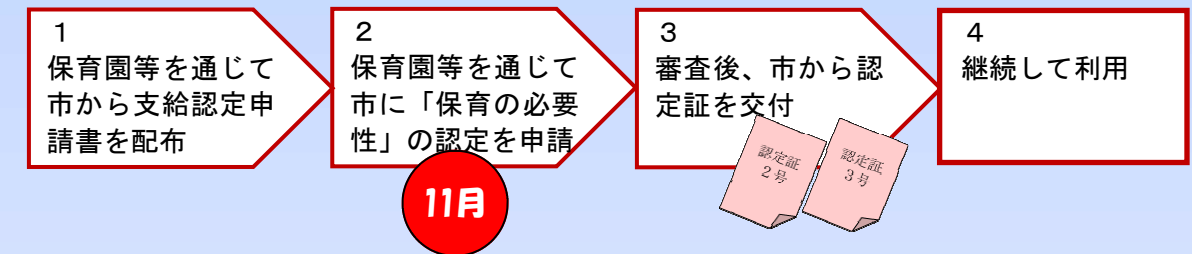


◆既に利用している場合

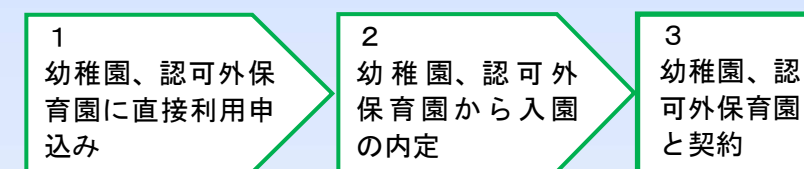
○幼稚園・認定こども園＜1号認定を受けて利用＞



○保育園・認定こども園＜2号認定・3号認定を受けて利用＞



◆新制度に移行しない幼稚園、認可外保育園の場合



平成27年度においては江別市内の幼稚園は、**新制度に移らず、現行制度の幼稚園で運営される予定です。**

入園手続きは、各幼稚園にお問い合わせください。

